

払戻し一月二十二日付を以て小作米請求の内容説明郵便を
取返したるに因るものであるが本件は入日本護國軍幹部の
關係したる如に於ては日すべきである。

八、請求事項

小作料取返三割最高五割の減額請求

九、経過

内容説明郵便を受けたる小作人側は對策を協議し曾根町店
住の大日本護國軍金穀第二軍團參謀長井上真一に關係方を
依頼したり。

一月二十六日調停者は小作にて解決せしめんと做作轉展に
努めたが地主側譲らず不調

同二十七日小作人側は佐野治の小作料納入状況を調査し再
び減額請求の交渉をなしたるも感情問題もありて容易に解

らざりしが調停者たる副武國軍幹部並血長等の熱心なる
調停に依り和平方意欲したる結果双方の感情相手を立断互
の協定成立せり

十、解決條件

1、該田地の中央部を貫通する置換地方線跡道路を二等分
し道路より上部田地を一割減、同下部を一割五分減と
す、但し小作人年償額太郎の分給二反五畝を一割減、

同森中矢之助の田地一反一畝少は一割減

と、小作契約手交の件

經選舉使双方の感情的問題を一掃し佐野の誠懇經營を
計る爲に來る旨の萬世を平等に整理し小作契約書を手
交すること